

平成 23 年 7 月 7 日

厚生労働省年金局企業年金国民年金基金課長 殿

企 業 年 金 連 合 会  
企画振興部長 熊本 宣晴  
(公印省略)

### 厚生年金基金の財政運営に関する要望事項について

東日本大震災の被害後の経済金融情勢は、2008 年のリーマンショック時の経済金融情勢と比較しても決して回復している状況ではなく、運用環境、企業をめぐる経済環境を観ると、厚生年金基金の財政運営は非常に不透明な状況に置かれております。

今般、全国石油業厚生年金基金協議会より別添の要望書が提出されております。財政検証の見直し等については、当連合会においても議論しているところでですが、取り急ぎ当該協議会の要望書をお届けしますので、その実現に向けた検討をよろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 7 月 6 日

企業年金連合会

理事長 徳永 哲男 様

全国石油業厚生年金基金協議会  
会長 柳原道



### 厚生年金基金の財政運営に関する要望の提出について

拝啓 当協議会の事業運営につきましては、平素より格別なるご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

当協議会は、全国の 18 の石油業厚生年金基金（加入員数は 18 基金合計で 8 万 9 千人）で構成し、厚生年金基金制度の健全な発展を図ることを目的とした団体でございます。

さて、厚生年金基金の運用状況については、3 月 11 日に発生した東日本大震災等の影響もあり、全国 18 の石油業厚生年金基金の平成 22 年度の運用利回りは、平均で△1.74%となりました。

国の財政検証基準では、積立水準について毎年検証を行い、基準を下回った場合は掛金を引上げて積立不足を償却することになりますが、平成 20 年度、平成 21 年度決算では、厚生労働省の「厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置」により、掛金引上げを平成 24 年 3 月まで猶予することができました。

しかしながら厚生年金基金の財政状況は依然として厳しく、東日本大震災後における運用環境、企業をめぐる経済環境を観ると、基金の財政運営は非常に不透明な状況に置かれていることから、掛金引上げ猶予措置の延長等が必要と考えております。

当協議会としては、平成 23 年 6 月 15 日に開催した、第 41 回全国石油業厚生年金基金協議会総会において、別紙の「厚生年金基金の財政運営に関する要望」を採択し、本日、厚生労働省に要望書を提出いたしました。

厚生年金基金制度が持続可能な制度として、加入員、受給者の老後の所得保障の役割を果たしていくための要望でございますので、企業年金連合会におかれましても、これらの実現に向け特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

# 全国石油業厚生年金基金協議会名簿

全国石油業厚生年金基金協議会 会長 柳原道郎

大阪府石油厚生年金基金	理事長	橋本幸治
東京都石油業厚生年金基金	理事長	柳原道郎
神奈川県石油業厚生年金基金	理事長	今関康裕
兵庫県石油厚生年金基金	理事長	玉垣信太
愛知県石油厚生年金基金	理事長	栗田龍夫
埼玉県石油業厚生年金基金	理事長	井橋吉一
静岡県石油厚生年金基金	理事長	巻田廣一
新潟県石油業厚生年金基金	理事長	小林宏一
京滋石油厚生年金基金	理事長	芝野桂太郎
中国石油業厚生年金基金	理事長	西尾正嗣
九州石油業厚生年金基金	理事長	出光芳秀
北海道石油業厚生年金基金	理事長	高濱一義
東北石油業厚生年金基金	理事長	國安教善
栃木県石油業厚生年金基金	理事長	長谷満
岐阜県石油業厚生年金基金	理事長	高橋國夫
長野山梨石油厚生年金基金	理事長	山村陸夫人
千葉県石油厚生年金基金	理事長	宍倉久直
三重県石油業厚生年金基金	理事長	寺島巖

(設立年月日順)

# **厚生年金基金の財政運営に関する要望**

全国石油業厚生年金基金協議会

平成20年度の、百年に一度といわれる世界的な金融危機、経済危機のもとで、厚生年金基金の財政状況は極めて厳しいものとなった。

平成21年度の、厚生労働省による厚生年金基金等の財政運営についての弾力化措置、及び各国の財政政策、金融政策による経済状況の改善により、厚生年金基金の財政状況は改善したが、その前2年度の大きなマイナスを埋めるには至らなかつた。

平成22年度においては、5月のギリシャ国債の格下げにはじまる欧州各国の債務リスクの懸念による、株式などリスク資産の大幅な下落に始まり、円高、外貨安の厳しい状況が続いた。10月の米国中央銀行による量的緩和政策等により、株式相場は好転し、改善のきざしがあったが、平成23年3月11日に起こった東日本大震災により、建造物の倒壊、大津波による被害、原子力発電所の事故が発生し、日本社会、日本経済は未曾有の厳しい打撃を受けており、株式市場の下落もあいまって、厚生年金基金がおかれた状況は、きわめて厳しいものとなっている。

このような状況のもとで、厳格な財政運営基準を適用すると、厚生年金基金の存続を困難にする懸念がある。

厚生年金基金制度を維持し、中小企業の従業員の老後の所得保障を確保していくための、厚生年金基金の財政運営に関する要望は次のとおりである。

## **1. 掛金引上げの猶予措置の延長**

厚生年金基金の財政再計算及び財政検証における掛金の引上げについては、平成24年4月まで最大2年間の猶予措置が行なわれたが、厚生年金基金の厳しい財政状況に鑑み、掛金引上げの猶予措置を平成26年4月まで2年間延長していただきたい。

## **2. 繼続基準抵触時の掛金引上げ（下方回廊方式）**

決算に基づく財政検証において、継続基準に抵触した場合に解消すべき不足金を、許容繰越不足金を上回る部分としても良い、下方回廊方式が導入された。

この措置は、平成23年度決算に基づく財政検証における掛金対応までの時限措置とされているが、恒久的な措置としていただきたい。

## **3. 非継続基準の廃止または基準の変更**

厚生年金基金は、継続を前提に財政運営をしていることから、解散を予定している厚生年金基金を除き、非継続基準による財政検証は廃止していただきたい。

非継続基準による財政検証には、積立水準Ⅲ「純資産額／最低責任準備金」が1.05以上と、積立水準Ⅳ「純資産額／最低積立基準額」が0.90以上（平成24年度決算からは1.00以上）の基準があるが、いずれも問題がある。

まず、最低責任準備金についてであるが、期ずれの状態にあり、運用環境の実態を反映していない。最低責任準備金（継続基準）との整合性をとり、期ずれを是正する必要がある。

さらに、非継続基準による財政検証において、積立水準に抵触した場合には、基金が掛金引上げを決定したとしても、積立水準は直接的には改善をしない。積立水準を達成するために回復計画を作成することとなっているが、回復計画で積立水準を達成するためには、継続基準よりも高い掛け金引上げを必要とする場合があり、適切な基準になっているとはいえない。また、積立水準Ⅳは、現在の基金の財政状況からみて、達成は相当に困難であり、財政検証の対象として現実的なのか、疑問である。

これらのことから、非継続基準による財政検証は廃止していただきたいが、行政として廃止できないというのであれば、積立水準Ⅲについては、最低責任準備金の期ずれを是正し、特別掛け金収入現価を反映する、「（純資産額+特別掛け金収入現価）／最低責任準備金（継続基準）」に変更し、積立水準Ⅳは廃止していただきたい。

#### 4. 指定基金制度の廃止または基準の変更

現在、積立水準Ⅲ「純資産額／最低責任準備金」が3年連続して0.9未満の厚生年金基金においては、指定基金として財政健全化を求められることくなっているが、指定基金として公表されると風評被害が厳しく、指定基金になったことにより解散に追い込まれる懸念がある。また、積立水準Ⅲに抵触した場合には、基金が掛け金引上げを決定したとしても、積立水準Ⅲは直接的には改善をしない。現在の基準が指定基金の基準として現実的なのか、疑問である。このようなことから、指定基金制度は廃止していただきたい。

行政として指定基金制度を廃止できないということであれば、指定基金の判定基準となる積立水準Ⅲについては、最低責任準備金の期ずれを是正し、特別掛け金収入現価を反映する、「（純資産額+特別掛け金収入現価）／最低責任準備金（継続基準）」に変更していただきたい。

#### 5. 免除保険料率を算定する予定利率の変更

免除保険料率を算定する予定利率については、従来は5.5%であったが、厚生年金本体の財政見通しの前提の変更に伴い、平成17年4月からは3.2%、平成22年4月からは4.1%に変更されている。ただし、平成22年4月から5年間の免除保険料率については、経過措置が実施され、「①予定利率4.1%で算定した免除保険料率<②予定利率3.2%で算定した現行の免除保険料率」かつ「③過去期間代行給付現価>④最低責任準備金」の場合は、②予定利率3.2%で算定した現行の免除保険料率を適用する、丈比べ措置が行われている。

厚生年金本体の運用利回りの実績は、厚生年金基金の最低責任準備金（継続基準）の付利利率に用いられており、免除保険料率を算定する予定利率においても、厚生年金本体の運用利回りの実績の5年または10年の平均伸び率（5年累積伸び率の5分の1乗または10年累積伸び率の10分の1乗）を用いるのが現実的と考えら

れるので、免除保険料率を算定する予定利率について変更していただきたい。

合わせて、過去期間代行給付現価の計算に用いる予定利率についても、同様の変更をしていただきたい。

(参考1) 厚生年金本体の運用利回り、単年度伸び率

	運用利回り (%)	単年度伸び率
平成12年度	3. 22%	1. 0322
平成13年度	1. 99%	1. 0199
平成14年度	0. 21%	1. 0021
平成15年度	4. 91%	1. 0491
平成16年度	2. 73%	1. 0273
平成17年度	6. 82%	1. 0682
平成18年度	3. 10%	1. 0310
平成19年度	-3. 54%	0. 9646
平成20年度	-6. 83%	0. 9317
平成21年度	7. 54%	1. 0754

(参考2) 厚生年金本体の5年累積伸び率、5年平均伸び率

	5年累積伸び率	5年平均伸び率	5年平均伸び率 (%)
平成17年度	1. 1766	1. 0331	3. 31%
平成18年度	1. 1894	1. 0353	3. 53%
平成19年度	1. 1449	1. 0274	2. 74%
平成20年度	1. 0168	1. 0033	0. 33%
平成21年度	1. 0644	1. 0126	1. 26%

(注) 平成21年度の5年累積伸び率は、平成17年度～平成21年度の単年度伸び率の積で計算している。また、5年平均伸び率は、5年累積伸び率の5分の1乗で計算している。

$$1. 0644$$

$$= 1. 0682 \times 1. 0310 \times 0. 9646 \times 0. 9317 \times 1. 0754$$

1. 0126は、1. 0644の5分の1乗で計算している。

言い換えれば、1. 0126の5乗が 1. 0644

$$1. 0126 \times 1. 0126 \times 1. 0126 \times 1. 0126 \times 1. 0126$$

$$= 1. 0644$$

(参考3) 厚生年金本体の10年累積伸び率、10年平均伸び率

	10年累積伸び率	10年平均伸び率	10年平均伸び率 (%)
平成17年度	1. 4402	1. 0372	3. 72%
平成18年度	1. 4143	1. 0353	3. 53%
平成19年度	1. 3035	1. 0269	2. 69%
平成20年度	1. 1661	1. 0155	1. 55%
平成21年度	1. 2102	1. 0193	1. 93%

## **6. 給付減額要件の緩和**

厚生年金基金の給付の減額に当たっては、経営悪化、掛金負担困難などの理由が行政から求められている。

経営悪化については、「基金を設立している企業の経営状況が、債務超過の状態が続く見込みであるなど著しく悪化している場合（連合設立及び総合設立の基金にあっては、設立事業所の大部分において経営状況が著しく悪化している場合）」とされているが、総合設立の基金において、事業所の大部分から経営状況が著しく悪化している資料を集めることは困難であることから、業界全体の経営状況の資料で代行するなど、資料の簡素化もしくは撤廃をしていただきたい。

掛金負担困難については、「設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、給付設計を変更しなければ掛金が大幅に上昇し掛金の負担が困難になると見込まれるなど、給付設計の変更がやむを得ないと認められる場合」とされているが、資産運用環境の変動がきわめて大きいことから、直近の給付水準の変更時から5年未満の状況でも、給付設計の変更がやむを得ない場合があると考えられるので、「設立時又は直近の給付水準の変更時から5年以上が経過しており、かつ、」の部分を削除していただきたい。

## **7. 許容繰越不足金の拡大**

財政検証の継続基準においては、許容繰越不足金（現行制度は、時価評価の場合は責任準備金の15%以内、数理的評価の場合は責任準備金の10%以内）が認められているが、近年の運用環境の激しい変動に鑑み、許容繰越不足金の拡大を行なうこと。

## **8. 資産の数理的評価方法の改善**

資産の数理的評価方法において、平滑化の効果を十分に反映するために、平滑化期間（現行制度は5年）の延長、時価との許容乖離率（現行制度は時価の15%）の撤廃または拡大を行なうこと。

## **9. 資産評価調整額を資産側に加減する仕組みに改善**

厚生年金基金が資産の数理的評価方法を用いた場合には、確定給付企業年金と同様に、資産評価調整額を資産側に加減する仕組みに改善すること。

現行の数理的評価方法を用いた場合は、数理的評価が時価を上回った差額である資産評価調整加算額について、資産を増加させるのではなく、負債を減少させる仕組みとなっている。数理的評価額は最低責任準備金を下限とするため、資産評価調整加算額には実質的に上限（時価と最低責任準備金の差額）が設けられることとなり、数理的評価の効果が不十分となっている。

資産評価調整加算額について、資産を増加させる仕組みに改めることにより、わかりやすい仕組みになるとともに、数理的評価の効果が十分反映されることとなる。

## **10. 最低責任準備金付利利率のタイムラグの解消**

最低責任準備金の計算においては、厚生年金本体の運用利回りが1年9か月遅れで付利利率として用いられており、このタイムラグが基金運営のリスク要因となっていた。

継続基準においては、最低責任準備金調整控除（加算）額を決算に計上することにより、期ズレが解消した。

しかしながら、最低責任準備金の定義及び非継続基準が従前どおりとされたことにより、非継続基準においては期ズレが解消しない。このため、最低責任準備金の定義及び非継続基準についても、期ズレを解消する変更を行なっていただきたい。

また最低責任準備金調整控除（加算）額を計算するためには、8月上旬に公表される厚生年金の実績利回りを待つ必要があり、決算の確定時期が遅れる懸念がある。

厚生年金本体利回りの速報値を付利利率として告示し、実際の利回りとズレがあった場合には、翌年の付利利率の告示で調整することにすると、早期に付利利率が確定し、決算の確定時期が早期化することから、改善をお願いしたい。

## **11. 最低責任準備金の計算方法の改善（財政中立化の徹底）**

最低責任準備金の計算方法においては、代行給付相当額は一律に代行給付額の0.875倍とされている。代行給付相当額を実務上計算する方法論を確立し、その方法を選択することにより、厚生年金本体と厚生年金基金の財政中立化が徹底するようお願いしたい。また、厚生年金基金が厚生年金本体と同様の支給停止方法を規約で定めている場合には、代行給付額の全額を代行給付相当額とする選択肢を認めていただきたい。

## **12. 最低責任準備金の計算方法の改善（記録突合関係）**

厚生年金基金の加入員記録と国の被保険者記録を突合した結果、国の被保険者記録が厚生年金基金の加入員記録を上回っており、厚生年金基金がその差額(代行部分)を支払うこととなる場合には、この支払額について全額を代行給付額に算入していただきたい。また、免除保険料が徴収できない場合には、最低責任準備金に加算しないこととしていただきたい。

## **13. 記録が不突合の場合の保険料の国からの補填**

「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」では、事業主が保険料を控除したにもかかわらず、届出義務を怠り、当該保険料を納付しなかった場合には、国は特例納付保険料として事業主に請求することができるが、最終的に特例納付保険料を徴収できない場合には、一定の手続きを前提に国が負担することとされている。基金においても同様に未納掛金を徴収できない場合には、一定の手続きを前提に国に未納掛金を請求することが認められている。

厚生年金基金の加入員記録と国の被保険者記録を突合した結果、国の被保険者記録が厚生年金基金の加入員記録を上回った場合に、厚生年金基金がその差額(代行部分)を支払うこととなる場合には、事業主に掛金(免除保険料)の請求をすることがで

きるとされているが、事業主が免除保険料の支払を拒否し、最終的に免除保険料を徴収できない場合には、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」を準用し、一定の手続きを前提に国からの補填を認めていただきたい。

#### 14. 繰上げ財政再計算の選択肢の追加

前回の財政再計算から5年以内に加入員が20%以上減少した場合には、該当した月末を基準日として財政再計算を繰り上げて行なうこととされているが、加入員が20%以上減少する時期がいつになるか予想が難しく、また年度途中で該当すると、基礎率の計算や変更計算による財政処理が極めて煩雑になる。また、その際に基礎率などを洗い換えしても、当初決められた財政再計算時期（前回の財政再計算から5年後）には財政再計算を実施せねばならず、基金にとって負担が大きくなっている。

このため、前回の財政再計算から5年以内に加入員が20%以上減少した場合には、確定給付企業年金と同様に、該当した年度末を基準日として財政再計算を繰り上げて行なうこととし、その際に基礎率などを洗い換えた場合には、その財政再計算から5年後に、次回の財政再計算を実施することとする選択肢を認めていただきたい。

#### 15. 年金経理から業務経理への繰入れ基準の緩和（記録突合関係）

年金経理から業務経理への繰入れについては「厚生年金基金の財政運営について」の第七の四繰入れの使途等により、機械化・合理化経費、給付改善経費等の臨時的経費及び福祉施設の実施のために必要な経費等に使途が限定されているが、厚生年金基金の加入員記録と国の被保険者記録の突合においては、平成23年度末まで繰入れの特例措置が行われている。この特例措置を厚生年金基金で実施する際には、平成23年度決算の時点で掛金の引上げを行うことについて、あらかじめ代議員会で議決することが要件になっている。

厚生年金基金においては、厳しい運用環境のもとで、掛金の引上げ猶予措置を行っている状況であり、将来の掛金引上げは運用環境の影響を受けることから、将来の掛金の引上げをあらかじめ代議員会で議決することは、厚生年金基金の事業運営上困難であり、代議員会での掛金引上げの議決は不要とし、無条件での繰入れを可能としていただきたい。

年金経理に不足金があり、事務費掛金の引上げが困難な状況のもとで、必要な業務を遂行するために、年金経理から業務経理への繰入れ基準を緩和し、繰入れを可能としていただきたい。

#### 16. 脱退事業所にかかる特別掛金徴収規定の改善

脱退事業所にかかる特別掛金徴収規定に「継続基準の不足金、非継続基準の不足金のいずれか大きい額」という新たな選択肢を追加していただきたい。

脱退事業所にかかる特別掛金の計算方法は、厚生年金基金規則第32条の3の2（設立事業所の減少に係る掛金の一括徴収）において、次の3通りの方法が示され

ている。

第1号（特別掛金収入現価）

第2号（非継続基準の不足金）

第3号（第1号、第2号のいずれか大きい額）

このうち、第1号の方法とする場合（第3号において、第1号の額を用いる場合を含む。）は、その他の額（繰越不足金、平成17年度までは移行調整金残高、平成16年度までは資産計上した特例調整金）を加算することができるとしており、加算した場合は「継続基準の不足金」となる。

この場合、第3号を採用し、第3号において第1号の額を用いる場合には、その他の額（繰越不足金、平成17年度までは移行調整金残高、平成16年度までは資産計上した特例調整金）を加算することとすると、次のような矛盾が発生する。

「特別掛金収入現価」が「非継続基準の不足金」を下回るが、「継続基準の不足金」（「特別掛金収入現価」と「その他の額（繰越不足金、平成17年度までは移行調整金残高、平成16年度までは資産計上した特例調整金）」の合計）が「非継続基準の不足金」を上回る場合、第3号の額は「非継続基準の不足金」となり、それより大きい「継続基準の不足金」とはならない。このため、第3号を採用しても、第1号、第2号より大きい額とはならないこととなる。

このような矛盾を解決するため、第4号の選択肢を追加していただきたい。

第4号（第1号にその他の額を加算した額、第2号の額のいずれか大きい額）  
具体例

第1号（特別掛金収入現価）	8億円
第2号（非継続基準の不足金）	10億円
第3号（第1号、第2号のいずれか大きい額）	10億円
その他の額	3億円
第1号（特別掛金収入現価）に、その他の額を加算	11億円
第3号（第1号、第2号のいずれか大きい額）に、第1号を用いる場合には、 その他の額を加算	10億円
第4号（第1号にその他の額を加算した額、第2号の額のいずれか大きい額）	11億円

## 17. 厚生年金基金制度における新たなハイブリッド型年金の導入

厚生年金基金制度においては、ハイブリッド型のキャッシュバランス型年金が導入されているが、新たなハイブリッド型として、運用結果が給付に反映されるコレクティブDC型年金などを、確定給付型年金として、厚生年金基金制度の新たな選択肢として導入していただきたい。

狭義の確定給付型年金では、激動する運用環境への対応は厳しい状況であり、運用リスクを考えると株式投資の割合は大幅に縮小せざるを得ない状況になっている。激動する運用環境のもとで、厚生年金基金がある程度の運用リスクをとれるように、仮に運用損失があった場合には、事業主のみが全部を負担するのではなく、一部分を加入員、受給者等の給付の減額（または累積運用収益がプラスになるまで据置）

により対応する方法の導入を検討していただきたい。

(参考)昨年の要望事項との主な変更点

序文の変更

本年の要望事項 1	← 昨年の要望事項 1
本年の要望事項 2	← 昨年の要望事項 9
本年の要望事項 3 から 6	← 新規追加要望
本年の要望事項 7 から 13	← 昨年の要望事項 2 から 8
本年の要望事項 14 から 17	← 昨年の要望事項 10 から 13
本年の要望から除外	← 昨年の要望事項 14